

第 13 章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第 1 節 貸金業者の監督をめぐる動き

貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、平成 16 年 3 月末現在、23,708 業者（うち財務局登録 839 業者、都道府県知事登録 22,869 業者）となり、15 年 3 月末から 2,573 業者減少した。

行政処分

平成 15 事務年度中における財務局登録の貸金業者に対する行政処分は次の 11 件であった。

- ・ 高金利違反等の法令違反が認められた関東財務局、近畿財務局及び九州財務局登録の業者 8 社に対する業務停止処分。
- ・ 取立て等の法令違反が認められた関東財務局登録の業者 1 社に対する業務停止処分。
- ・ 東海財務局及び福岡財務支局登録の業者 2 社に対する登録取消し処分。

ヤミ金融対策法を踏まえた対応

ヤミ金融問題については、平成 15 年 7 月に成立し、15 年 9 月より一部施行、16 年 1 月 1 日に全面的に施行された、いわゆる「ヤミ金融対策法」において、ヤミ金融を撲滅するために必要な措置が講じられた。これを踏まえ、金融庁としては、監督体制の整備等を図るとともに、以下のような対応を行っているところである。

- 1．ヤミ金融対策法の施行に係る政令・内閣府令・事務ガイドラインの作成
- 2．ヤミ金融対策法等の広報（資料 13 - 1 - 1 参照）
 - (1)パンフレットの作成及び財務局・都道府県・関係団体・貸金業者等への配布
 - (2)テレビ・新聞等における広報
 - (3)財務局において都道府県貸金業担当者への説明会の実施
 - (4)財務局において貸金業者への説明会の実施
- 3．相談窓口の拡充
都道府県、財務局等における相談窓口の拡充の要請
- 4．関係当局との連携強化

- (1)都道府県に対し、ヤミ金融等被害対策会議（財務局、都道府県、都道府県警察及び関係団体から構成）の設置・拡充等の要請
- (2)金融庁・財務局と警察当局との連名による広告関係団体に対する広告掲載適正化の要請

5．口座不正利用対策

ヤミ金融業者等により預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会的問題となっていることを踏まえ、平成 15 年 9 月 12 日、各金融団体に対し、傘下金融機関において、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金口座解約を行う等、適切な口座管理に一層努め、法令に基づく厳正かつ適切な対応をとるよう文書で要請した。

また、同日付で事務ガイドラインを改正し、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局へ情報提供を速やかに実施することとしたほか、金融機関の口座管理に係る業務運営の適切性等を検証し、行政処分を検討する際の着眼点を明らかにした。

なお、同日以降、16 年 6 月 30 日までに、金融庁及び全国の財務局等において、5,017 件の情報提供を行い、金融機関としても、これに対し、2,020 件の利用停止、1,327 件の強制解約等を行った。

登録貸金業者情報検索サービスの拡充（資料 13 - 1 - 2 参照）

資金需要者等の保護の観点から、全国の登録貸金業者の情報を金融庁ホームページで検索できるシステムを構築し、平成 15 年 5 月 29 日より提供しているところだが、以下のような機能を拡充し、16 年 5 月 19 日より、運用を開始したところである。

- 1．ヤミ金融対策法の施行により、貸金業者が広告等を行う際、貸金業者登録簿に記載された電話番号以外の番号を表示してはならないとされたことを踏まえ、広告等に使用される電話番号についても検索可能とする（これまでは、本店の電話番号のみが検索可能であった）。
- 2．パソコンを所有していない資金需要者等のため、携帯電話からの検索も可能とする。

第2節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業者の概況

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したのを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、16年3月末で11社まで減少している。

行政処分

抵当証券業者については、平成15事務年度中、抵当証券購入者の利益を害する事実があると認められた関東財務局登録の業者1社に対し、行政処分（業務改善命令）を行った。

第3節 前払式証券発行業者の監督をめぐる動き

前払式証券発行業者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証券の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

前払式証券には、自家発行型前払式証券と第三者発行型前払式証券があり、自家発行型前払式証券とは、前払式証券の発行者（当該発行者と政令に定める密接な関係を有する者を含む。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができることとされている前払式証券及び発行者に対してのみ、提示、交付その他の方法により、物品の給付又は役務の提供を請求することができることとされている前払式証券をいい、第三者発行型前払式証券とは、自家発行型前払式証券以外の前払式証券をいう。

前払式証券の発行者には、自家型発行者と第三者型発行者があり、自家型発行者とは、自家発行型前払式証券のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人をいい、第三者型発行者とは、登録を受けて第三者発行型前払式証券の発行の業務を行う法人をいう。

16年3月末現在、自家型発行者の届出件数は431件となり、過去最高（年度末ベース）となっている。第三者型発行者の登録件数は1,465件となり、7年3月末の1,672件をピークに、漸減傾向となっている。

前払式証券の発行保証金の還付手続

前払式証券の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証券の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、仮に発行者に不測の事態が生じた場合には、前払式証券の所有者が財務（支）局に申立て等を行なうことにより、還付手続が行われることとなる。

財務局において、平成14事務年度に発行保証金の還付手続を開始した（株）エフティ（北陸財務局管内）の前払式証券について、15事務年度に配当を実施した。

また、15事務年度に入り、（株）みつます（東北財務局管内）（協）フクイシヨピングプラザ（北陸財務局管内）及び（株）清見屋（関東財務局管内）の前払式証券について、発行保証金の還付手続を開始した。

発行保証金の還付手続数は、累計で23件となった。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①特定目的会社（以下「S P C」）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にする、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」）が同年11月から施行された。

新法におけるS P Cの届出件数は、16年3月末現在で304件となり、15年3月末から125件増加した。また、届出先の内訳は関東、近畿、東海、中国、九州、福岡の各財務（支）局となっており、地方においても、新法に基づく資産の流動化スキームが活用されている。

なお、旧法におけるS P Cの登録件数は、16年3月末現在で38件となり、15年3月末から11件減少した。

II 資産の流動化の状況

平成15年9月末現在における資産対応証券の発行残高等（注）は、3兆7,683億円であり、14年9月末と比較して1兆962億円増（+41.0%）となった。増減の内訳は新法に基づくS P Cが+1兆3,185億円、同特定目的信託（S P T）が▲94億円、旧法に基づくS P Cが▲2,129億円となっている。

流動化対象資産別に見ると、不動産5,605億円（前年同月比3,191億円増）、不動産の信託受益権8,369億円（同1,947億円増）、指名金銭債権9,720億円（同460億円増）、指名金銭債権の信託受益権1兆3,565億円（同5,257億円増）、その他有価証券等424億円（同107億円増）となっている。

（注）「資産対応証券の発行残高等」とは、優先出資、特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）及び特定目的信託の残高の合計額。

第5節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が従業員のために拠出した掛金を加入者等が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。なお、内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

16年6月末現在の登録数は692法人となり、15年6月末から45法人増加した。

また、今事務年度において、事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について（第三分冊：金融会社関係 12 確定拠出年金運営管理機関関係）」）の規定の整備を行うとともに、運営管理業務の特徴を踏まえつつ加入者保護の観点から新たに行き準則の解釈の明確化に関する規定を設け、併せて財務局における監督事務の透明化・効率化を図ることとした。改正にあたってはパブリックコメントを経て、16年4月15日に最終案を公表の上、同19日より改正後の事務ガイドラインを適用した。

（資料13 - 5 - 1 参照）